

★第11回★

「贈与税の概要①」

今回から、簡単に見えて意外と分かりにくい「贈与税」について解説します。
まずは、贈与税の計算方法や、贈与税がかかるケース、かからないケース等について見ていきます。



税理士 八木正宣

贈 与という言葉をよく耳にしますが、その意味について正確に理解している人は多くないでしょう。

贈与は、「一方が「あげる」と言い、他方が「もらう」と言ったときに成立する民法上の法律行為です。お互いの意思表示のみで成立しますので、口頭だけでも贈与は成立します。ただし、口約束の贈与については、実際に資産が移転していなければ、どちらからでも撤回することができます。

贈与が本当に行なわれたかどうかの問題になった場合、書面による証拠があると有利ですから、確定日付のある贈与契約書を作成しておくのが望ましいといえます。

贈与税が課税されるのは 贈与で財産を取得した人

贈与税は、贈与により財産を取得した人に対し、毎年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の価額に対して課税される税金です。名称が「贈与税」ですので贈与した者にかかる税金と思われがちですが、受贈者にかかります。そういう意味では受贈

図表1 贈与税の税率表

基礎控除後の課税価額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円を超え 300万円以下	15%	10万円
300万円を超え 400万円以下	20%	25万円
400万円を超え 600万円以下	30%	65万円
600万円を超え 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

税と呼ぶべきかもしれません。贈与を受けた財産の価額の評価については、相続税評価額と同様となります。

この贈与税は、民法上の贈与契約だけではなく、実質的に贈与と同様の経済的利益を受けた場合にも課税されます。具体的には次のような場合、贈与によって財産を取得したものとみなされて、贈与税がかかることがあります。

①債務免除などの経済的利益を受けた場合

②他人が保険料を支払っていた生命保険金を受け取った場合
 ③著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合

具体的な贈与税の計算方法ですが、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引きします。次に、その残りの金額に税率表(図表1)を適用して税額を計算します。

例えば、贈与財産の価額の合計が400万円の場合の贈与税は、次のように求められます。

(400万円 - 110万円) × 15%
 = 10万円 ÷ 33万5000円

贈与税の申告期間は、贈与のあった翌年の2月1日から3月15日までです。納税も申告に合わせて3月15日までに行ないます。年間の贈与額が基礎控除額の110万円を超えない場合には、申告の必要はありません。

法人からの贈与財産等には贈与税はかからない

次に、贈与税がかからないケース

スについて、まとめていくことにしましょう。

贈与によってもらったすべての財産に贈与税が課税されるとなると、実情にそぐわないケースも出てきます。そこで、以下のような財産には、贈与税がかからないとされています。

①法人から贈与を受けた財産
 ②親子・夫婦等で、教育費や生活費に充てるために行なわれた、通常必要と認められる贈与

③国会議員等が、選挙運動に関して贈与を受けた金品等で、選挙管理委員会に報告されたもの

④相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産

⑤社交上の香典や贈答品等で常識的な範囲のもの

基本的に贈与税がかかるのは、個人から個人へ贈与があった場合に限定しています。

なぜ、個人間の贈与のみに贈与税がかかるのかというと、それは贈与税が相続税の補完税と位置づけられているからです。

個人から個人への無償による財産の移転というのは、贈与ではなく相続が基本です。相続の場合な

ら、相続により財産を取得した相続人に対して相続税が課税されることとなります。

ここで、相続人が相続税を不当に安くしたいと考えるならば、相続が発生する前に被相続人の財産をもらっておこうと考えます。贈与税は、相続税の対象とならない生前の贈与について、相続税の代わりに課税しようというもので、租税回避的な生前贈与を防止する役割があります。

図表2 贈与の課税関係

贈与のケース		課税関係	
贈与者	受贈者	贈与者	受贈者
法人	個人	法人税	所得税
法人	法人	法人税	法人税
個人	個人	課税なし	贈与税
個人	法人	みなし譲渡課税	法人税

図表3 贈与税のまとめ

贈与税がかかる贈与の形態	個人間の贈与
贈与税がかかる人	財産の贈与を受けた人
計算対象期間	毎年1月1日から12月31日まで
非課税枠	年間で110万円
贈与税の申告期間	翌年2月1日～3月15日
非課税財産	法人からの贈与
	親族間で行なわれる生活費等の贈与
	社交上の香典、贈答品 など

したがって、法人から個人への贈与は、法人が死亡して個人が相続するという概念はありませんので、贈与税は非課税とされ、個人から個人に対する贈与のみが贈与税の対象になるのです。その他の贈与のケースについては、それぞれ図表2のような税金がかかります。

ここまで説明してきたこと以外にも、「贈与」と認定されないケースがあります。

例えば、親族名義の預金口座を開設し、そこに少しずつお金を預け入れているケースです。このときに、その預金が名義人である親族本人が自由に使える状態になっていなければ、贈与があった事実があるとはいえず、単なる「名義借り」となります。

税務上は、贈与後におけるその贈与財産をだれが使った利益を得たか、だれが管理を行なっているか等もチェックされることがあります。

つまり、贈与契約書が作成されており、名義が変更されている場合であっても、「贈与があった事実」が伴わない場合、その贈与は税務上否認される可能性があります。

将来値上がりが見込める財産を贈与するのが有効

贈与は、相続税がかかる資産家にとって有効な相続税対策の手段の一つとして捉えられています。言い換えると、相続税がかからないのに、わざわざ高い税率の贈与税を支払ってまで財産を移すことは、必ずしも上手な贈与とはいえ

ません。

相続税対策として考える場合は、将来値上がりが見込める財産を贈与すれば、その値上がり分については相続税が課税されません。

ですから、将来値上がりが見込める資産から贈与したほうが有利といえます。

また、贈与税には、配偶者控除や住宅取得資金の贈与等の特例、相続時精算課税制度という仕組み

があります。

①贈与税の配偶者控除……婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用の不動産を贈与したときには、贈与税の配偶者控除額2000万円と基礎控除額110万円を合わせて、2110万円までは贈与税がかからない

②住宅取得資金の贈与……父母等から、住宅取得資金の贈与を受けた場合には、550万円までは贈与税がかからない

③相続時精算課税制度……受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、相続時に贈与財産と相続財産を合算した価額をもとにした相続税から、すでに支払った贈与税を差し引いて納税することにより、贈与税・相続税を通じて納税する仕組み

これらを活用すると、大きなメリットが享受できることもあります。詳しくは次回以降で説明していきます。

今回の解説を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



住宅の共同購入に際し、実際の負担割合と異なる持分で登記したいKさん

Kさん「夫婦で住宅を購入しようかと考えています。妻が頭金として住宅購入価格の10分の1を現金で支払い、残りは私名義で金融機関から資金を借りる予定ですが、不動産の名義は妻と半分ずつにしようかと思っています」

行職員「お客様、そのような場合には、贈与税に十分留意する必要があります」

Kさん「どういうことですか？」

行職員「仮にご自宅を半分ずつの共有名義にされた場合、ご主人が借入金の一部を奥様に贈与して、奥様はもらったお金で自分の持分に応じた代金を支払ったとみなされます。結果として奥様に贈与税がかかってしまうこともあるのです」

Kさん「そうなんですか」

行職員「贈与税の負担は小さくありませんので、実際の負担割合に応じた持分で登記されることをご検討ください」

★アドバイスのポイント★

本ケースのような登記方法は、よく見受けられることでしょう。不動産を購入した場合、持分の登記は比較的自由に行なうことができますが、贈与税の課税問題が生じることもあります。そこで、それぞれの購入資金の負担額に応じた割合で登記することをアドバイスしましょう。

88